

# 使用者の背信行為のため労使協議は不成立に!!

## 組合は学長の正式な謝罪、連絡担当者の交代と交渉再開を求めます!

### 信じられない背信行為・・・人事・労務ユニット長が職務上行なった嘘・ごまかし

『赤煉瓦』No. 14 (2014. 11. 27) でお知らせした第3回団体交渉の翌日、使用者側は12月4日の団体交渉を求めてきました。さらには、次回以降の団体交渉に学長が出席することも約束しました。組合は12月4日には団体交渉を開くための準備も参加者の調整もできない状況でしたが、学長の出席を得て開催される本格的な交渉にむけ、必要な情報を共有し、団体交渉の論点を整理するために「労使協議会」を行なうことを提案し、使用者側もこれを了承しました。ところが、組合の誠意は、12月4日18時の労使協議会開始時に発せられた人事・労務ユニット長の信じられない発言によって踏みにじられ、非常に残念なことです。貴重な労使協議の機会が失われる結果となりました。

### <12月4日の労使協議が不成立に至った経緯>

- 11月25日(火) 団体交渉。組合は2014年度の給与改定案に全面合意するも、使用者は2014年度分と2015年度以降分を一括とすることに固執してこれを拒否。
- 11月26日(水) 人事・労務ユニット長より教職員組合本部事務所へ電話連絡にて“次回団体交渉を12月4日(木)17時30分から開催したい”との申し入れ。
- 11月27日(木) 組合書記長より同ユニット長へ、電話連絡にて“参加者の日程調整が困難であるが、学長が出席する場合は無理を押しても団体交渉に臨む。出席が得られない場合はあらためて検討する”と回答。同ユニット長はこれに応え、“学長が不在であるため12月1日(月)に学長の帰りを待って出席の可否を確かめ連絡する”と約束。
- 12月1日(月) 同ユニット長が教職員組合本部事務所に来室。“どのような形になるかは分からないが説明をする意志が学長にある”ことを報告し、“12月4日には学長は出席できないが、組合からの要求事項に対する使用者の検討結果を伝えたい”と交渉の開催を求めました。
- 12月2日(火) 学長からの説明にかかわる同ユニット長の発言の真意について書記長より電話連絡にて問い合わせ。同ユニット長から“学長に「団体交渉」に出席する意志があると解釈して良い”との了解を得る。これをうけ、学長の都合に合わせて団体交渉の日程調整を進めること、学長の出席を得て行なう団体交渉が充実した内容になるよう12月4日には「労使協議会」を開くこと、労使協議会は使用者が前回交渉の組合要求に対して回答し、今後の交渉に向けた準備を行なう場とすることを要求。同ユニット長は“上にも相談して決定し、(翌日予定されている)情報提供の時までに回答する”と約束。
- 12月3日(水) 17時から実施された有期雇用職員の雇用制度の見直しに関する情報提供の後、複数の人事・労務ユニット職員が同席する場で、同ユニット長から「労使協議会」として開催することへの了解を得た上で、開始時間の調整を行なう。
- 12月4日(木) 18時の協議開始時に、「労使協議会」であることを確認するが、使用者側はこれを否定。あくまでも「団体交渉の一環として」と団体交渉の性格付けに固執。組合は、同ユニット長による虚偽発言に猛然と抗議するも、使用者側は態度を改めず労使協議会は不成立に。

組合はこれまで給与規則の「改正」に向けて異常なペースで団体交渉の回数を重ねようとする使用者の一方的な日時指定に対し、一切不満を言うことなく、執行委員や書記局員に無理を言って日程の調整をしてもらい、交渉内容を検討し、誠実な姿勢で団体交渉に臨んできました。それだけに、「労使協議会」と言った翌日には、「団体交渉」だと二枚舌を使う使用者側連絡担当者の裏切りに苦痛を感じています。彼の“学長に「団体交渉」に出席する意思がある”という言葉さえも口から出まかせに放たれた作り話ではないかと疑わざるをえませんし、この担当者を信頼して今後の交渉にむけた調整を行なうことははや不可能です。

利害関係のある他の公的組織に対し、業務上の取引で虚偽の発言をし、これに基づいて契約を結ばせようとするれば、法的にその行為に対する責任を問われてもおかしくありません。ユニット長にそのような嘘をつかせたのはいったい誰なのでしょう。ユニット長は、12月4日を「労使協議会」とする判断を“上にも相談して決定する”と言っています。仮にこの言葉を信じるとすれば、使用者側は組織としてユニット長に嘘をつくよう命じたのであり、学長をはじめとした使用者全員が組合を裏切ったこととなります。したがって、この詐欺ともいえる行為が組織的に行なわれたことであり、業務担当者個人の判断で行なわれたことであり、組織のトップが職員の起こした不祥事について正式に謝罪するのが社会の常識です。

使用者の背信行為を許すことなど決してできません。しかし、組合は、今回の使用者側の不誠実な行為のために2015年度以降の給与改定にかかわる交渉が停滞するとすれば、それも許されざることだと考えます。そのため、使用者が以下2点の要求に応え、早急に労使の交渉を再開するよう求めます。

1. 学長は、熊本大学教職員組合に対し、この度の背信行為について、書面にて公式に謝罪すること。
2. 組合との連絡担当者を現人事・労務ユニット長以外の職員に交代すること。

### 学長に団体交渉の申し入れ書を届けました

人事・労務ユニット長を窓口とすることはできませんが、交渉に空白期間を作ることもできません。そこで組合は、12月8日に学長室へ2015年度以降の給与改定にかかわる団体交渉の申し入れ書を届けました。組合が要求した団体交渉の交渉項目については次号でお伝えします。

	熊本大学教職員組合	
	No.15 2014. 12. 8	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/